

農福連携についてよくある質問

Q1 農福連携に取り組んだ場合のメリットは？

- A** 農業者にとっては、人手不足の解消、作業負担軽減につながり、その時間を品質向上や販路開拓についやす等、農業経営に使うことが可能となります。また、福祉事業所からは、障害者の方が農作業をすることにより、いきいきとやりがいをもって取り組まれるようになり、必要な基礎就労能力が養われるといった声が寄せられています。

Q2 障害者の方は農作業に慣れていません。作業を任せて大丈夫でしょうか？

- A** 障害の種類は身体、知的、精神と様々で、その程度や状態も人によって異なります。農作業の習得に時間がかかる方もおられますが、例えば、作業を切り分け、障害者の方の障害特性に応じて、その一部分を担っていただくことで実施する事例もあります。障害者に農作業を体験してもらうために、農業者が障害者を試行的に受け入れるインターンシップ事業があるので、どのような農作業を依頼したいか、まずは下記窓口までご連絡ください。

Q3 障害者とのように接したらよいか不安です。

- A** 請負契約による受け入れの際には、福祉事業所の支援員が必ず同行します。農業者は支援員に作業説明・指示を行い、障害者へは支援員が諸々のコミュニケーションを行うので安心してください。

Q4 農作業中に福祉事業所の利用者(障害者)がケガや病気になった場合の補償は？

- A** 基本的には福祉事業所側で作業にかかる保険をかけていますので、大丈夫です。そのような場合には救護などの適切な対応をお願いします。

Q5 農作業委託を依頼するにはどうすればよいですか。費用はどれくらいかかりますか。

- A** 農作業を福祉事業所に依頼する場合、請負契約を締結していただくのが一般的です。現場には福祉事業所の職員が同行し、障害者への作業指導等を行います。作業の報酬については、就労訓練という特性を考慮しながら、農業者と福祉事業所の話合いで決定することが重要です。時間給や出来高で決定する事例が多くなっています。



Q6 具体的に請負報酬はどのように算定したらよいでしょうか。

- A** 農業者と福祉事業所、双方の意見を合わせる必要がありますが、以下のような方法により設定することもできます。
- 報酬額＝健常者1人が同作業を行った場合にかかる時間×健常者の時給
- ①障害者が4人でこなせた場合、健常者の時給÷4人（一人当たりの時給）
- ②障害者が同作業に2倍の時間を要した場合、健常者の時給÷2時間（時給）

障害者を安い労働力として扱おうとする考え方は、世間から批判を招きます。とはいえ、健常者と同じ作業ペースを望むのは難しいため、作業を行った「量」に対して正当な評価を行える出来高制を採用することが望ましいです。あくまでも、経営上の、コストの一環として考えてください。

Q7 作業所に特別な設備が必要ですか。また、寒さや暑さに特別な対策は必要でしょうか。

- A** 簡易トイレや休憩スペースの用意が必要です。近隣に農業者の自宅などがあり、それらに代えられる場合は、必ずしも特別に用意する必要はありません。ほ場の近くにコンビニがあれば、事前にトイレ使用の許可を頂いておく方法もあります。寒さや暑さ対策の要否は、受け入れる障害者の特性によって異なります。福祉事業所の職員と相談し、対策を検討します。

Q8 請負契約による障害者の受入れにあたって、農業者が福祉事業所の利用者に対して支払う賃金や工賃に対する補助金等がありますか。

- A** 請負契約による障害者の受入れにあたって、補助金などはありません。障害者の農業分野への就労へと結びつけるため、農業者が福祉事業所の障害者をインターンシップとして試行的に受入れた場合、農業者に対し、実施した訓練日数及び人数に応じて、1,000円/人・日の研修指導料を支払う制度があります。

Q9 農福連携を支援する窓口は？

- A** 農業者サイドの窓口は、「公益社団法人ひょうご農林機構」になります。依頼したい農作業のことなど、まずはお気軽にご相談ください。多くの場合、農福連携担当者が福祉事業所サイドの窓口となる「NPO法人兵庫セルフセンター」の担当者とともに現地にお伺いします。障害者に行ってもらいたい農作業内容をお聞きしながら、一緒に、福祉事業所に依頼したい農作業としてまとめます。

